

会 議 録

会 議 の 名 称		第5回川島町総合振興計画審議会
開 催 日 時		平28年2月19日（金）午後2時から2時50分
開 催 場 所		川島町民会館 1階研修室
議 題		(1) 第5次川島町総合振興計画後期基本計画（案）にかかる町民コメント制度の状況について (2) 第5次川島町総合振興計画後期基本計画（案）の修正について (3) 第5次川島町総合振興計画後期基本計画（案）の答申について (4) その他
公開・非公開の別		公 開（傍聴者2名） ・ 非公開 ・ 一部非公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	西村委員、関委員、牛村委員、南間委員、岩山委員、大野委員、清水委員、西川委員、矢内委員、国本委員、宮崎委員
	事務局職員	政策推進課 石島課長、内野主幹、伊原主査、品川主事
配 布 資 料		会議次第、資料1～4
審議会等の内容・概要		
<p>1. 開 会</p> <p>（事務局より会議の開会にあたり、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明する。なお、会議録を公開するが、発言者名は記載しない旨で委員より了解を得る。）</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>会 長：議事に入る前に、議事録署名委員を氏名する。大野委員と清水委員に願する。</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1) 第5次川島町総合振興計画後期基本計画（案）にかかる町民コメント制度の状況</p>		

について

(事務局にて、資料1を用いて説明)

会 長：この会議以降に町民コメントがある場合、委員に連絡して頂けるか。

事務局：新たな町民コメントが寄せられた場合は連絡する。

会 長：資料1にあるとおり、市野川は国と県の管轄になるのか。

事務局：市野川は一級河川であるため、国または県の管轄になる。

会 長：(1) について他に意見はあるか。ないようなので承認する。

(2) 第5次川島町総合振興計画後期基本計画(案)の修正について

(事務局にて、資料2を用いて説明)

委 員：資料2のうち、児童福祉・子育て支援の充実(P.37)の修正内容について、虐待は早期発見も大事だが、「予防」も重要である。虐待の予防、若い時からの予防教育の必要性を示すため、「早期発見」の前に「予防と」を加えてほしい。

事務局：現状と課題に「予防と」を追加する。さらに、基本施策への「予防」の取組の追加について、担当課と調整する。

委 員：同じく資料2について、男女共同参画社会の形成(P.122)の修正内容についても、「予防」が必要になるため、防止の前に「予防・」を挿入してほしい。

事務局：基本施策への「予防」の取組の追加について、こちらも担当課と調整する。

会 長：(2) について他に意見はあるか。ないようなのでは承認する。

(3) 第5次川島町総合振興計画後期基本計画(案)の答申について

(事務局にて、資料3を用いて説明)

委 員：追加した「屋敷林」に関する意見だが、先日の大雪で大枝が道路に落ち、区長が処理した。町が屋敷林を残すということであれば、このような枝等の処理は町がやるべきではないか。また、町に登録されている木があるとも聞いているが、登録されている木の場合の対応はどうなるのか。

事務局：屋敷林の保全是、農村景観の維持のための取組である。町が樹木を登録しているかどうかについては、把握していないので調査する。

災害防止の観点から、道路に倒れた樹木等の障害物は、町に連絡をもらえば処理するが、敷地内は個人で処理することになる。高齢化等によって屋敷林の維持管理は難しくなることも考えられることから、次回の第6次総合振興計画策定時に、屋敷林の保全に関する取組について改めて検討することとし、今回は答申に盛り込むこと。高齢者への取組として、例えばごみを戸別に収集に行くサービスも実施しているが、周知が不足していると感じている。


会 長：(3) について他に意見はあるか。ないようなので承認する。

(4) その他

(事務局にて、今後の流れについて、資料4を用いて説明)

事務局：平成28年度の委員会は全3~4回を予定している。

4. 閉会

署 名	清水 和 明 
	大 野 清 子 